

## 令和2年度 第16回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年2月9日(火)  
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、武田委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
森岡委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第16回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(15:27～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、井上委員さんをお願いをいたします。

日程第3

土居教育長：

それではお願いいたします。それでは日程第5の協議事項は終了して、日程第3の議決事項にいかせていただきます。議案第74号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてをお諮りをしていただきます。事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第74号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育員会の議決を求めるものでございます。議案書1枚はぐっていただきますとそちらの方に内容を付けさせてもらっております。申請する児童生徒数は小学校1名でございます。その次に実施要綱等付けさせてもらっておりまして、その次のところで受給の申出書がございます。この方につきましては1学期、2学期についてはコロナの支援のところで申し出がございましたが、今回のところは通常の申し込みということで今回申出書の方が出てきております。

以下個人情報につき省略

土居教育長：

これについてご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

申請書は令和元年の11月21日。この下の世帯員の氏名というのは令和2年の4月1日現在これは。

高瀬学校教育課長：

令和元年の11月21日の申出になっておりますが、これについては令和2年度のところで申し込みをさせていただきますということで、この日付でご本人さんから申し出があったということでしたそうです。令和元年のこの日付で、令和2年度のその就学援助の申し出をさせていただきますというふうなところの日付で申し出があって、令和2年度中の申し込みがこの日付であるということを今聞きました。

森岡委員：

4月とかの早い段階でいってすればええんじゃないの。

高瀬学校教育課長：

ただ、それとは別にコロナのについては別の申出書がどうも出とったようですので、1学期、2学期分については。コロナで給付等についての申し出がご本人さんから出とりました。ただ、3学期については、すでに申出されとる部分でコロナ給付の分については本人さんから申し出がなかったということで、この日付で申し出されとる部分を通常の審査をさせてもらったというふうないきさつだそうです。

土居教育長：

それで、令和元年の11月21日で申請はされたけども、コロナの救済措置を利用してこれまで申し出されたけども、それだけじゃなくて就学援助費で対応したいということがあったという、申し出があったということらしいです。他ご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

生計は別ですということがあればそれはそれで認められるということですか。それはいろんな場合でも。

高瀬学校教育課長：

本人さんからそのことは、そこは生計別ですとかいう特別な申し出があれば完

全に生計別にして計算します。申し出がない場合については合算して計算するというようなこと今までやっております。

服部委員：

世帯主だけじゃなかったですか、全部ですか。合算でした。

高瀬学校教育課長：

合算して。

井上委員：

令和元年っていうことは、年齢とかを全部その時の年齢ということですか。高校はもう卒業される。

高瀬学校教育課長：

令和2年4月1日現在ですので。

井上委員：

令和2年4月1日現在が現在なんですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

森岡委員：

今5年生におられるのはおられる。

服部委員：

今度6年生になるんですね。

井上委員：

申請はどがあで書いたるんですか。元年で出た申請書はこの下の年齢とかも全部書いて出す。

森岡委員：

令和2年4月1日現在を書いてとってでしょ。

井上委員：

令和2年度4月1日現在の年齢とかを書かれて、わかりました。

土居教育長：

来年度の申請を想定をして申請をされたというふうに解釈すればいい。

井上委員：

わかりました。

土居教育長：

他ご質問ございませんでしょうか。それでは承認していただけますでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

議案第74号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定については承認いただきました。それでは続いて議案第75号教職員人事の異動内申についてを審議をさせていただきます。これについては私の方から説明をさせていただきます。3枚内申異動について書類があると思います。2枚は小学校の教職員、1枚が中学校です。此処には人事異動の職員にあがっておりませんが、市木小学校と日貫小学校。市木小学校の事務職員並びに日貫小学校の養護教諭については、いずれも講師ですが付ける、配置できるような方向で事務が進んでおります。講師ですのでここには掲載されておられません。日貫小学校の事務の配置については残念ながら復活とはなりませんでした。では教職員の人事異動についてです。

以下資料を基に説明省略

以上が内申の情報です。ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは第75号教職員の人事異動については承認していただけますでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは明日事務所へ内申をもっていくように事務を進めていきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、第16回を終了します。

(～16:52)